

報道関係者各位

返還期限猶予に係る臨時対応について

独立行政法人日本学生支援機構では、新型コロナウイルス感染症の影響による現下の経済情勢において経済困難となり奨学金の返還が困難となった方に対し、下記のとおり返還期限猶予について臨時対応を行います。

記

1 対象

新型コロナウイルス感染症の影響によって、収入が減少する等、奨学金の返還が困難となり、返還期限猶予を希望される方。

○経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の基準(見込み可)

- ・ 給与所得者…年間収入金額(税込み)300万円以下
- ・ 給与所得以外の所得を含む場合…年間所得金額(必要経費等控除後)200万円以下

2 臨時対応の概要

通常は、「奨学金返還期限猶予願(※)」と「減収等に関する証明書類」をセットで提出いただいておりますが、「減収等に関する証明書類」を準備できない場合には、「猶予願」のみ提出いただければ、振替を停止することとします。なお、証明書類等は、後日提出していただきます。

※ 本機構ホームページで様式をダウンロードできます。

3 臨時対応の期間

3か月間(5月～7月)の振替分

○猶予願の提出期限(必着)

- ・ 5月からの猶予…5月12日(火)
- ・ 6月からの猶予…6月12日(金)
- ・ 7月からの猶予…7月 8日(水)

4 願出・提出先

「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構へ提出する。

※奨学金を返還されている方、返還期限猶予を希望される方、一般の方からのお問い合わせは、奨学金相談センター(TEL:0570-666-301)で受け付けます。

※現在、お問い合わせの電話がつながりにくい状況となっております。詳細については、本機構のホームページをご覧ください。

【新型コロナウイルス感染症特設ページ】

URL: <https://www.jasso.go.jp/news/nabi20200415.html>

独立行政法人 日本学生支援機構 (JASSO)

奨学事業戦略部 奨学事業戦略課 / 尾島・沖吉

TEL: 03-6743-6705 FAX: 03-6743-6679

<https://www.jasso.go.jp/>

(本プレスリリースの問い合わせ先)